

## 多面的な評価検討ワーキンググループでの検討状況（途中報告）

## ○多様な学習活動や学習成果を適切に評価する仕組みの構築

## （検討の方向性）

- ・ 初等中等教育段階から進学・就職段階まで、発達段階に応じて、多様な学習活動・学習成果の成果が継続的に行われ、それぞれの段階で適切に活用されるように、高等学校段階における評価、大学入学者選抜等における評価等について改善していくためにはどのような方策が必要か。

## ○高等学校段階における評価の在り方

- ①学習評価の在り方の見直し
- ②多様な活動の評価の在り方
- ③指導要録の在り方

## （検討の方向性）

- ・ 高等学校において、指導と評価の一体化、目標に準拠した観点別の学習評価が現実的に機能していくためにどのような方策が考えられるか。
- ・ 生徒の思考力・判断力・表現力や学習意欲等を評価していくために、生徒が問題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学習に取り組む場面を学習の中で意識的に設定していくなど、学習・指導方法を改善していくことが必要ではないか。
- ・ 日々の学習成果を多面的に評価していくために、高等学校基礎学力テスト（仮称）や既存の校長会・民間団体の実施する検定試験などの多様な評価ツールの特性を踏まえながら、積極的に活用していくための具体的な手立てをどのように考えるべきか。
- ・ 授業以外の活動、学校外の活動の成果をどのように評価し、指導改善につなげていくかを整理しておくべきではないか。
- ・ 各種資格試験や検定試験の結果について、活用を念頭に置きながら、学校での学習内容とどのように結びついているかが見えるようにしていくべきではないか。検定試験について、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力等を評価することができるようにしていくことも検討すべきではないか。
- ・ 学校内外における多面的な評価を推進していくために、上記論点の整理をもとに、

各学校や教育委員会等の取組を促進していくことや、指導要録の様式の見直しや記載事項の整理を行っていくことが必要ではないか。

- ・指導要録の記載事項の信頼性・妥当性を高めるための手法の開発等を行っていくべきではないか。

### 【主な御意見】

#### ①「学習評価の在り方」について

- ・定期考査の結果を基に評価すればよいという意識を変えることが必要。評価とは10段でランク付けすることではない。
- ・アクティブ・ラーニングの視点から、学習の成果をどのような方法で把握し、評価していくかがこれから重要。
- ・世界の傾向としては「活用」の評価が中心になりつつあり、今後は更に「探究」の評価に取り組むことが重要。
- ・観点別の評価の欄がある指導要録が示されること、高校での活動の多様化に対応できること、大学入学者選抜等で観点別評価がどのように使われるかが見えてくることが、観点別評価が高校で普及するかどうかの鍵ではないか。

#### ②「多様な活動の評価の在り方」について

- ・各資格試験が高校の学習とどうつながっているのかが分からないので、評価に使いつらいという声がある。
- ・各種検定では、資質・能力のうち「知識・技能」が中心のものが多いが、全国統一的な指標として活用しやすいものではある。多面的な評価を行う観点から改善、活用ができないか。
- ・高等学校を卒業する段階でどのような力がついていることが必要で、その時に様々な多面的評価の指標をどうたてていくかを考える必要がある。

#### ③「指導要録の在り方」について

- ・指導要録は、指導の改善に用いるものであるという意識を改めて確認する必要がある。
- ・最終的に指導要録へ記載する前段階で、各教員は多面的に生徒の姿を見ているが、この状況が指導要録の評定の数値だけでは見えない。見てもらいたい、表現したい生徒の姿を記載していける指導要録が必要。
- ・定性的な部分を加えた指導要録ができてくると、生徒がどちらの方向性に伸びしろを持っていて、どの部分を大学で引き継いでいくのかという判断が可能となる。

## ○大学入学者選抜等における評価の在り方

④選抜段階での活用の在り方

⑤進学後の活用の在り方

(検討の方向性)

- ・ 大学入学者選抜やその後の大学教育のために大学が何を求めているかという観点も踏まえつつ、生徒の多様な学習活動・学習成果を適切に評価できるよう、調査書の改善や出願時提出書類の取扱いを検討していくべきではないか。  
特に、以下のような点について具体的に検討してはどうか。
  - ・ 評定平均値の在り方を含めた見直し
  - ・ 高等学校が記載する調査書とは別に、志願者本人が意欲的に取り組んだ活動や課題研究等を記載する活動報告書の取扱い
- ・ 調査書の記載事項について、信頼性・妥当性を高めていくためにどのような工夫が考えられるか。
- ・ 多面的な評価の観点から、例えば、学力検査の対象となることの少ない芸術や家庭科、体育、総合的な学習の時間、特別活動等について、優れた学習成果を上げた者については調査書で明示するなどより積極的に評価することについても検討してはどうか。
- ・ 高等学校における学習評価は学習指導要領に基づき各学校が設定した目標を踏まえて行うものであることを踏まえ、各高等学校においても、高校教育を通じてどのような資質・能力を育成しようとしているのかを明確にするとともに、それに対してどのように評価を行ってきたかを、対外的に明らかにすることが必要ではないか。

【主な御意見】

④「選抜段階での活用の在り方」について

(調査書の改善)

- ・ 調査書については、現状では評定平均をAO入試や推薦入試の出願要件とすることや面接時の話題として使うなどの活用にとどまっている。大学は何を求めているかという観点から記載内容を変えていかないと、様式を変更しても結局使われない。
- ・ 高等学校の評定は学校ごとに基準が異なるのに、それを考慮せず「評定平均」として選抜で活用することに矛盾はないか。
- ・ 評定平均の高い生徒は学習習慣の定着や自己管理能力については評価できるのではないか。
- ・ 出願書類として有効に活用できるよう調査書にある「指導上参考となる諸事項」や「総合的な学習の時間」に関する内容について、今よりも詳細に記載できるよう工夫を行うべき。

- ・特定の分野で優れた学習成果を上げたものを評価することも重要だが、あわせて、共通に求められる基礎学力を担保することが必要。

(出願時提出資料)

- ・部活動や資格・検定等を本人から申告させることにより、情報量が増え、多面的・総合的評価の促進に寄与する。時間をかけて大学志望理由を本人が考えることも教育上意義がある。
- ・活動報告書（自己推薦書）は、活動状況を知る良い材料。予め評価の観点を示して、それがわかるものを出してもらするなど、大学側が求めている評価の観点を志願者に伝えることが重要。

#### ⑤「進学後の活用の在り方」について

- ・高校が作成する書類（調査書）と本人が作成する書類（活動報告書等）を切り分けて活用方法を考えてはどうか。
- ・生徒の負の側面が書かれないと、進学先の大学では指導に生かせない。負の側面を書くと損、という意識を高校側でも払拭しなければいけない。
- ・高等学校での学習状況を踏まえた初年次教育を行うことなどについて、カリキュラム・ポリシーで予め確認することが重要。

## ○就職時における評価活用の在り方

### ④選抜段階での活用の在り方

(検討の方向性)

- ・コミュニケーション能力、主体性等企業が採用時に求める情報が伝えられるように、高校における評価方法や指導要録・調査書の様式等を見直していく必要があるのではないか。

### 【主な御意見】

- ・企業としては、コミュニケーション能力、主体性、協調性、チャレンジ精神などを求めている。観点別評価などにより、こうした企業が求める情報と指導要録の記載事項が関連付けられるようにすべきではないか。
- ・業種や事業規模等によって求める資質・能力も変わっていくため、高校時代の学習履歴・成果を就職に活用していくには、情報のマッチングの観点が必要。

## ○評価の充実のための基盤整備

### ⑥基盤整備の在り方

#### (検討の方向性)

- ・ 多面的な評価を促進するためには、書類の電子化を促進するとともに、日々の教育活動の記録を蓄積し、必要に応じて指導改善や入学者選抜等に活用できるようにデータベースの構築を検討していく必要があるのではないか。

#### 【主な御意見】

- ・ 高校における様々な活動の成果について、指導要録の様式に落としこむ過程で、情報の多くが消えてしまっている。電子化を推進することにより、日常的な教育活動を通じて何を学び、どんな成果を残したのかをポートフォリオ的に蓄積し、様々な場面で必要な情報を適時活用できるようにすることを検討すべき。

(参考)

## 多面的な評価検討ワーキンググループについて

平成27年 8月 27日  
高大接続システム改革会議決定

### 1. 趣旨

「高大接続システム改革会議について」（平成27年2月24日付け生涯学習政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長決定）に基づき、「多面的な評価検討ワーキンググループ」（以下「評価検討WG」という。）において、多様な学習活動や学習成果を適切に評価するための具体的な方策等についての検討を行う。

### 2. 検討事項

高等学校における多様な学習活動や学習成果を適切に評価するための具体的な方策（指導要録や調査書の改善等）の在り方等

### 3. 構成員等

- (1) 評価検討WGの構成員は、別途定める。
- (2) 評価検討WGに、主査を置く。
- (3) 主査は、評価検討WGの事務を掌理する。
- (4) 主査に事故があるとき等には、評価検討WGに属する構成員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### 4. 評価検討WGの運営

- (1) 評価検討WGの運営に関し必要な事項は、評価検討WGが定める。
- (2) 評価検討WGは、多様な学習活動や学習成果を適切に評価するための具体的な方策として指導要録や調査書の在り方等について検討を行うものであり、会議を公開した場合、構成員の自由な意見交換が制約され、円滑な運営が妨げられるおそれがあり、審議を公正、円滑に実施する上で支障が生じると考えられること、また、大学入学者選抜等に係る非公開の情報をもとに検討を行う必要があることから、非公開で行い、検討状況を高大接続システム改革会議に報告する。

### 5. 検討期間

平成27年8月27日～平成28年3月31日

### 6. その他

評価検討WGに係る庶務は、初等中等教育局及び高等教育局が協力をして処理する。